主催:株式会社KACHIEL

決算前に検討しておきたい株式評価のポイント



税理士法人レディング 代表 税理士 木村英幸



取引相場のない株式の評価方法



同族株主

同族株主以外の 株主

特定の評価会社



判定順序	会社の区分		評価方式	
	660	Charles and the second second second	68-51-68	
l				







会社規模		評価方法	
大会社			
中会社	大		
	中		
	小		
小会社			

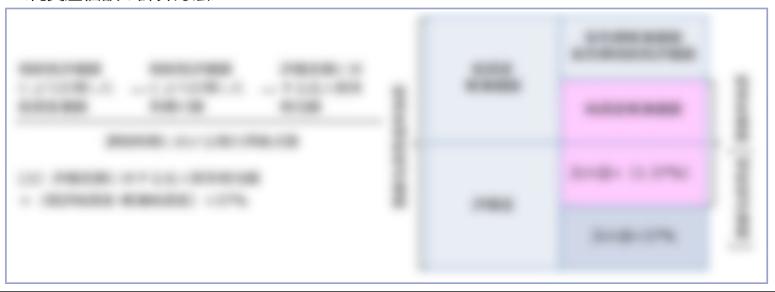
計算方法



<類似業種比準価額の計算方法>



<純資産価額の計算方法>





会社規模区分の変更



会社規模判定



■ 会社規模判定

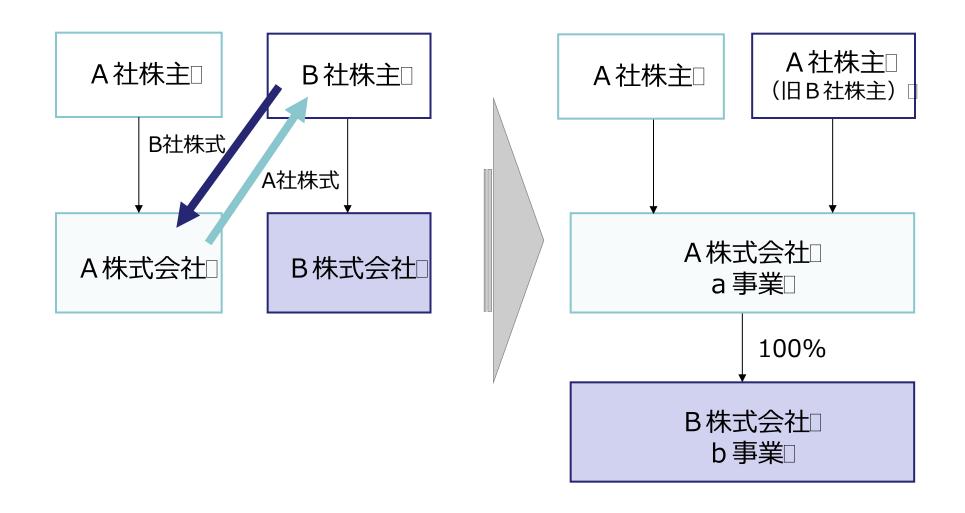
組織再編による影響



- 会社規模判定(総資産)
- ☑ 合併

☑ 株式交換





A社・B社の会計税務仕訳



■A社

☑ 会計処理(計規39②)

B社 貸借対照表

☑ 税務処理(法令119①十イ,法令8①十)



非経常的な利益金額とは





非経常的な利益金額とは



■ 非経常的な利益金額

☑ 比準要素数1の会社

固定資産の譲渡が数回ある場合



Q. 類似業種比準方式により株式を評価するに当たり、評価会社の「1株当たりの利益金額©」の計算上、法人税の課税所得金額から固定資産売却益、保険差益等の非経常的な利益の金額を除外することとされていますが、固定資産の譲渡が期中に数回あり、個々の譲渡に売却益と売却損があるときは、どのようにするのでしょうか。

継続的に有価証券売却益がある場合



Q. 類似業種比準方式により株式を評価するに当たり、「1株当たりの利益金額©」の計算上、課税時期の直前期以前の相当の期間にわたり継続して評価会社に有価証券売却益があるときは、その有価証券売却益は、非経常的な利益の金額に該当しないのでしょうか。

(国税庁:質疑応答事例)

種類の異なる非経常的な損益がある場合



Q. 類似業種比準方式により株式を評価するに当たり、種類の異なる非経常的な損益がある場合(例えば、固定資産売却損と保険差益がある場合等)には、これらを通算した上で「1株当たりの利益金額©」を算定するのでしょうか。

(国税庁:質疑応答事例)



比準要素数1の会社

特定の評価会社株式(比準要素数1の会社)





特定の評価会社株式(比準要素数1の会社)



☑ 比準要素数1の会社 (評通189(1))

「比準要素数1の会社」の判定の際の端数処理



Q.「比準要素数1の会社」の判定を行う場合、「1株当たりの配当金額」、「1株当たりの利益金額」及び「1株当たりの純資産価額(帳簿価額によって計算した金額)」が少額のため、評価明細書の記載に当たって0円となる場合には、配当金額、利益金額及び純資産価額の要素は0とするのでしょうか。

(国税庁:質疑応答事例)

「比準要素数1の会社」の判定の際の端数処理





配当による回避



☑「配当」により比準要素数1を回避する場合





第4章 具体的な事例への当てはめ



イ相続税法64条1項の適用



口評価通達6項の適用



課税時期が期末に近い場合

類似業種比準価額の考え方



Q. 類似業種比準方式によるときには、課税時期が直前期末よりも直後期末に近い場合であっても、直前期末の比準数値によって評価するのでしょうか。

純資産価額の考え方



評価会社が受け取った生命保険金の取扱い



評価会社が受け取った生命保険金の取扱い



(理由)

欠損法人の負債に計上する保険差益に対応する法人税額等



Q. 欠損法人である評価会社が被相続人を被保険者として保険料を負担していた生命保険契約について、被相続人の死亡により生命保険金を受け取った場合には、この生命保険金に係る保険差益について課されることとなる法人税額等は、どのように計算するのでしょうか。

(国税庁:質疑応答事例)



特別償却がある場合

税額控除か特別償却か?



- 税額控除 or 特別償却
- ☑ 税額控除

☑ 特別償却



4		直前期	末 以 前	2 (3)	年間の	利 益 金	額	比準要素数1の会社・比準要素数0 の会社の判定要素の金額
50円当たりの	事業年度	⑪法人税の課 税所得金額	⑫非経常的な 利益金額	¹³ 受取配当等の 益金不算入額	⑭左の所得税 額	⑤損金算入した 繰越欠損金の 控除額	⑯差引利益金額 (⑪-⑫+⑬ -⑭+⑮)	□
	直前期	千円	千円	千円	千円	千円	⊖ 千円	(分) マは (分) ÷ 2 (② 円)
年利	直前々期	千円	千円	千円	千円	千円	册 千円	1 株 (50円) 当たりの年利益金額 (② Tk (3+(4))÷2 の金額)
金額	直前々期 の 前 期	千円	千円	千円	千円	千円	○ 千円	© 円

純資産価額



■ 純資産価額計算上は?

☑ 帳簿価額

☑ 相続税評価額



課税時期前3年以内に取得した 土地等及び建物等の 取得等の日の判定



課税時期3年以内に取得した土地等及び家屋等の判定期間



Q.「1株当たりの純資産価額(相続税評価額によって計算した金額)」の計算に当たり、3年以内に取得又は新築した土地等及び家屋等については、相続税評価額によらず通常の取引価額により評価することとなるが、直前期末の資産及び負債に基づいて評価会社の純資産価額を計算する場合において、土地等及び家屋等が3年以内に取得したものかどうかは、いつ(直前期末又は課税時期)を基準に判定するのか。

課税時期3年以内に取得した土地等及び家屋等の判定期間



課税時期前3年以内に取得した貸家及び貸家建付地の評価



Q. 甲社(評価会社)は、課税時期前3年以内に取得した家屋及びその敷地を所有しているが、当該家屋を取得後に賃貸の用に供している。

この甲社の株式の「1株当たりの純資産価額(相続税評価額によって計算した金額)」の計算上、当該貸家及び貸家建付地をどのように評価するのか。

課税時期前3年以内に取得した貸家及び貸家建付地の評価 (⑩)



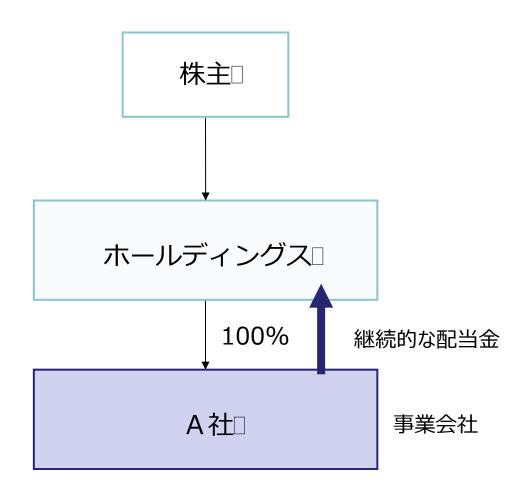
【理由】

(令和3年8月資産税審理研修資料)



子会社株式がある場合







4		直前期末以	前 2 (3)	年間の年平均配当金額				比準要素数1の会社・比準要素数0 の会社の判定要素の金額				
	事業年度	⑥ 年配当金額	⑦ 左 の う ち 非経常的な 配 当 金 額		経常的な年 i金額(⑥-⑦)	年平均	配当	金 額	<u> </u>	®)	円	銭 0
たりの	直前期	千円	千円	Ø	千円	9 (Ø+@) -	÷ 2	千円		B 2	円	銭
HU	直前々期		千円	<u>(i)</u>	千円	(((a)+⊘() -	<u>.</u> 0	千円	1株(50円)当た			金額
当金額	直前々期の 前 期	千円	千円	0	千円	W (B) T (S)	. 2		(B) V)金額)	円	銭



1 株 50		直前期	末 以 前	2 (3)	年間の	利 益 金	額	比準要素数1の会社・比準要素数0 の会社の判定要素の金額		
当	事業年度	⑪法人税の課 税所得金額	⑫非経常的な 利益金額	③受取配当等の 益金不算入額	⑭左の所得税 額	⑤損金算入した 繰越欠損金の 控除額	⑩差引利益金額 (⑪-⑫+⑬ -⑭+⑮)	<u>(分) 又は (分+銀) ÷ 2</u> (6) 円		
たりの	直前期	千円	千円	千円	千円	千円	⊖ 千円	<u>(新</u> 又は <u>(新+(A) ÷ 2</u> (G) 円		
年利	直前々期	千円	千円	千円	千円	千円	新 千円	1 株 (50円) 当たりの年利益金額 ((a) 大は (b) +(h) ÷ 2 の金額)		
益金額	直前々期 の 前 期	千円	千円	千円	千円	千円	○ 千円	© H		

みなし配当がある場合



Q. 自己株式を取得することにより、その株式を譲渡した法人に法人税法第24条第1項の規定により配当等とみなされる部分(みなし配当)の金額が生じた場合、類似業種比準方式により株式取得法人(株式発行法人)の株式を評価するに当たり、「1株当たりの配当金額®」の計算上、そのみなし配当の金額を剰余金の配当金額に含める必要がありますか。

税理士法人レディング 概要



2009年、名古屋で相続専門税理士法人を設立し、富裕層に対する不動産・財産コンサルティング、オーナー社長 への事業承継コンサルティングを中心に業務を展開。2017年9月に東京事務所開設。現在、東京税理士会麹町 支部所属。代表社員木下勇人の主な著書に、「税理士が身につけるべきコーディネート力(清文社)」「相続・事 業承継に役立つ生命保険活用術(清文社)」「ホントは怖い相続の話(ぱる出版)」がある。2021年6月東京 事務所を四ツ谷(麹町支部へ転籍)へ移転し、同日に木村英幸税理士を代表社員として迎え入れ、つくば支店を 開設。相続・事業承継・M&Aに対応する事務所となるべく、全国の税理士先生との連携を進めてまいります。



税理十 不動產鑑定十 第2次試験合格 宅地建物取引十 ファイナンシャル・プランナー



代表社員:木村 英幸

税理十 行政書十

税理士法人レディング 基本データ

■東京事務所(他に名古屋事務所、つくば事務所あり)

〒102-0085 東京都千代田区六番町1-13-1 ハイツ六番町501

TEL: 03-6265-4903 FAX: 03-6265-4904